

特別管理産業廃棄物処理計画書	
三重県知事 殿	2025年 4月 9日
提出者	
住所	三重県四日市市羽津山町10番8号
氏名	四日市羽津医療センター 院長 山本 隆行 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	059-331-2000
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	四日市羽津医療センター
事業場の所在地	三重県四日市市羽津山町10番8号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P83 医療、福祉/ 医療業
② 事業の規模	総合病院 病床数226床 /介護老人保健施設 100床
③ 従業員数	575人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1.院内の各部署にて感染性廃棄物が発生 2.専用容器に梱包 3.清掃業者が感染性廃棄物保管庫へ搬送 4.週2回、委託業者が収集運搬 5.処分委託業者が焼却(サーマルリサイクル)【認定熱回収業者】 6.焼却灰を焙焼(無害化)【土壌汚染対策法に基づく認定施設】 7.焙焼後は土木資材としてリサイクル

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)【副院長】管理者：廃棄物適正管理の方針決定・総括責任・企画及びマニュアルの承認・各種事項の決定と承認
【総務企画課長】処理責任者：廃棄物適正管理の方針の周知徹底・維持、改善の管理・企画及びマニュアルの管理・教育の企画
【医長、看護局副部長、看護局師長・看護副師長】処理推進者：廃棄物適正管理の維持、改善の推進・承認事項の推進・教育の推進
【総務企画課施設担当】処理担当者：監督官庁への報告事項・廃棄物適正管理に関する情報公開・マニフェストの管理

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
排出量	
①現状	(これまでに実施した取組) ・病院から出る新しいゴミ(診療材料等)を調査し、廃棄物分別表に記載。 ・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の周知徹底。 ・廃棄物の観点から、診療材料も検討。
	【目標】
特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
排出量	
②計画	(今後実施する予定の取組) ・医療現場での感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導。 ・CO2削減の観点から、診療材料も検討。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 ・廃棄物分別表の見直し ・廃棄物分別表を各職場に配布し、廃棄物の排出場所やごみ箱等の設置場所には掲示する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 ・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。	
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

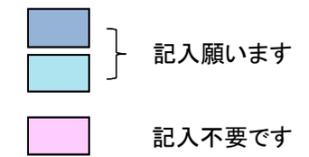
(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
・実施していない。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
・実施していない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組)	
・優良認定処理業者に処理の委託を行っている。 ・委託先の現地確認を実施している。		

	②計画	【 目標 】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		全処理委託量	
		優良認定処理業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
		再生利用業者への処理委託量	
		認定熱回収業者への処理委託量	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		(今後実施する予定の取組)	
		・現状を継続する。	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2024年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	72 t	
	(今後実施する予定の取組)		
		・電子マニフェストシステムに加入済み。(平成27年3月31日加入) ・産業廃棄物について全て電子マニフェスト対応処理業者と契約している。 ・電子マニフェストの利用割合(電子化率)100%を継続する。	
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
- 9 欄及び※欄は記入しないこと。



項目	廃棄物の種類 現状/計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	合計量 (t)	合計量 PCB廃棄物を除く (t) *	
		引火性 廃油	腐食性廃 酸pH2以下	腐食性 廃アルカリ pH12.5以上	感染性産 業廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物	PCB 処理物	廃水銀等	指定 下水汚泥	有害 鉱さい	廃石綿等	有害 燃え殻	有害 ばいじん	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカリ			
特別管理産業 廃棄物の排出 の抑制に関する 事項	排出量 ①	前年度実績																	0	0	
		今年度目標	0.4			63														63.4	
自ら行う 特別管理 産業廃棄物の 再生利用に 関する事項	自ら再生利用を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ②+⑧	前年度実績																	0		
		今年度目標																		0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の中間 処理に関する 事項	自ら熱回収を行 う特別管理産業 廃棄物の量 ⑤	前年度実績																	0		
		今年度目標																		0	
	自ら中間処理 により減量する 特別管理産業 廃棄物の量⑦	前年度実績																		0	
		今年度目標																		0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の 埋立処分に 関する事項	自ら埋立処分を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ③+⑨	前年度実績																	0		
		今年度目標																		0	
特別管理産業 廃棄物の処理 の委託に関する 事項	全処理委託量 ⑩	前年度実績																	0		
		今年度目標	0.4			63														63.4	
	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託量 ⑪	前年度実績																		0	
		今年度目標	0.4			63															63.4
	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量 ⑫	前年度実績																		0	
		今年度目標																		0	
	⑩のうち認定 熱回収業者への 処理委託量 ⑬	前年度実績																		0	
		今年度目標	0.4			63															63.4
	⑩のうち認定 熱回収業以外の 熱回収を行う 業者への処理 委託量⑭	前年度実績																		0	
		今年度目標																		0	

(注) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第2号の14)を提出する事業者は、本シートの前年度実績欄への記入は不要です。記入しても差し支えありませんが、その際は、様式第2号の14 別紙4の報告数値と一致していることを確認してください。

(参考) 各項目の白抜き番号は、様式第2号の14 別紙4の項目番号です * PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物とは、上記の オ廃PCB等、カPCB汚染物、キPCB処理物 です。